年末に向けた中小企業金融対策について

平成 22 年 11 月 29 日
中　小　企　業　庁

資金需要が高まる年末に向けて、中小企業庁では、総額１５兆円規模の資金繰り支援策（別紙1参照）を実施するための平成２２年度補正予算（５６５３億円）が成立したことを踏まえ、以下のとおり具体的施策を実施する。

１．借換え・条件変更の推進

ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、インターネット等を活用した積極的な広報、広報チラシの配布、意見交換会等における中小企業団体、金融機関団体への周知（後述5.）により、借換え・条件変更の活用を進める。特に、借換えについては重点的に広報・周知を行う。

（１）借換保証等の推進（信用保証協会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）

年末に向けて、中小企業においては、既往債務の一本化、条件変更、追加借入等が可能な借換えの重要性が高まる。

これに対応するため、既往の保証付き借入を対象とした保証協会による『借換保証』（別紙2参照）、日本公庫等による借換融資について積極的な利用推進を図る。

（２）条件変更の推進（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会）

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫において、更なる条件変更に対応しつつ、併せて、きめ細やかな経営支援等を通じ、貸付先の中小企業の経営改善に積極的に協力する。

また、信用保証協会においても、予備費で措置された３３０億円の予算も活用しつつ、既往の保証付貸出について、条件変更に積極的に対応する（別紙3参照）。

２．既存の資金繰り対策の積極的な利用（新規資金ニーズへの対応）

ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、インターネット等を活用した積極的な広報、広報チラシの配布、意見交換会等における中小企業団体、金融機関団体への周知（後述5.）により、セーフティネット貸付、危機対応貸付、景気対応緊急保証の利用促進を図る。

（１）セーフティネット貸付の推進（日本政策金融公庫）

景況悪化による要因で一時的に業況が悪化している企業を対象にした「セーフティネット貸付」について、利用促進を図る。

※貸付利用枠１３兆円に対し、現時点で９兆円の利用実績

（２）危機対応貸付の推進（商工組合中央金庫）

景況悪化による要因で一時的に業況が悪化している企業を対象にした「危機対応貸付」について、利用促進を図る。

※貸付利用枠４兆円に対し、現時点で３兆円の利用実績

（３）景気対応緊急保証の推進（信用保証協会）

民間金融機関から借り入れる際に、信用保証協会が全額保証をする「景気対応緊急保証」について、利用促進を図る。

※保証利用枠３６兆円に対し、現時点で２３兆円の利用実績

３．金融機関に対する中小企業金融の円滑化に向けた配慮要請

（１）公的金融機関に対する要請

全国の信用保証協会の代表者を始め、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の公的金融機関等の代表者を一堂に集めた会合を開催し、経済産業大臣を始め、当省の政務三役から、年末に向けた中小企業金融の円滑化に向けて万全を期すよう、要請する（１１月２９日）。

併せて、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会等の公的金融機関に対し中小企業庁長官名で要請文を発出し、上記１．及び２．に加え、改めて、形式的な事象によらない中小企業の経営実態や特性を踏まえた貸出判断の実施、親身な対応等を徹底する。

（２）民間金融機関に対する要請

民間金融機関等の代表者を一堂に集めた会合（金融庁主催）において、金融担当大臣、経済産業大臣等から、年末に向けた中小企業金融の円滑化に向けて万全を期すよう、要請する。（１２月６日）

４．相談窓口の拡充

（１）「ワンストップ・サービス・デイ」の実施

資金繰り対策のみならず、海外展開、雇用調整助成金等に係る相談を一か所で対応できるワンストップサービス相談を全都道府県で開催する。（実施中：１２月初旬まで）

（２）公的金融機関及び中小企業庁の相談窓口の拡充

年末の相談件数の増加に対応するため、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会において、平日の電話相談時間を延長する（９時－１９時）とともに、土日・祝日も電話相談に対応する（９時－１７時）など相談体制の拡充を行う。

さらに、中小企業庁、各地方経済産業局においても、平日のみならず土日・祝日も電話相談に対応する（９時－１７時）。（別紙4参照）（実施期間：１２月１日～３０日）

５．全国各地での意見交換の実施

今後の中小企業金融支援施策に反映させていくために年末における業況の把握を行うとともに、今般の経済対策に盛り込まれた資金繰り支援策等の周知徹底を実施するため、以下の措置を講ずる。

（１）中小企業金融に関する意見交換会の開催

中小企業庁、金融庁職員が各地に赴き、各地方経済産業局、各地方財務局、地域関係者と協力し、全都道府県で、借り手である中小企業者等と直接意見交換を行う。（実施中：12月まで）

（２）地域融資動向に関する情報交換会の開催

全都道府県で、都道府県、各地方経済産業局、各地方財務局、中小企業団体、金融関係団体、信用保証協会等が集まり、「借り手」と「貸し手」の情報交換を行う。（実施中：12月まで）